

平成28事業年度老人保健特別会計

拠出金事業費勘定

財 産 目 録

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

キャッシュ・フロー計算書

平成 28 事業年度老人保健特別会計
拠出金事業費勘定財産目録

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流 動 資 産		千円	千円
現金及び預金			701,880
	普通預金	701,880	701,880
資 産 合 計			701,880
負 債 の 部			
		千円	千円
負 債 合 計			—
差 引 正 味 財 産			701,880

平成 28 事業年度老人保健特別会計 拠出金事業費勘定貸借対照表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

資 産 の 部				資 本 の 部			
区 分	注記 番号	金 額		区 分	注記 番号	金 額	
(資 産 の 部)			千円	(資 本 の 部)			千円
I 流 動 資 産				利 益 剰 余 金			
現金及び預金			701,880	1 別 途 積 立 金			644,889
流 動 資 産 合 計			701,880	2 当 期 未 処 分 利 益			56,991
				利 益 剰 余 金 合 計			701,880
				資 本 合 計			701,880
資 産 合 計			701,880	資 本 合 計			701,880

平成 28 事業年度老人保健特別会計
 拠出金事業費勘定損益計算書

(自 平成 28 年 4 月 1 日)
 (至 平成 29 年 3 月 31 日)

区 分	注記 番号	金 額	
		千円	千円
〔経常損益の部〕			
(業 務 損 益 の 部)			
業 務 収 益			
助 成 費 返 還 金		56,936	56,936
業 務 利 益			56,936
(業 務 外 損 益 の 部)			
業 務 外 収 益			
受 取 利 息		51	51
経 常 利 益			56,987
〔特別損益の部〕			
特 別 利 益			
貸 倒 引 当 金 戻 入		4	4
当 期 純 利 益			56,991
当 期 未 処 分 利 益			56,991

平成 28 事業年度老人保健特別会計
 拠出金事業費勘定キャッシュ・フロー計算書

(自 平成 28 年 4 月 1 日)
 (至 平成 29 年 3 月 31 日)

区 分	注記 番号	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		千円
助成費返還金収入		56,940
小 計		56,940
利息の受取額		51
業務活動によるキャッシュ・フロー		56,991
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—
V 現金及び現金同等物の増減額		56,991
VI 現金及び現金同等物の期首残高		644,889
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	701,880

平成 28 事業年度老人保健特別会計 拠出金事業費勘定利益処分計算書

(平成 29 年 6 月 26 日)

区 分	金 額
I 当 期 未 処 分 利 益	円 56,991,325
II 利 益 処 分 額	
任意積立金	
別 途 積 立 金	<u>56,991,325</u> <u>56,991,325</u>
III 次 期 繰 越 利 益	<u><u>0</u></u>

重要な会計方針

期 別 項 目	当会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日) (至 平成 29 年 3 月 31 日)
1. 引当金の計上基準 貸倒引当金 2. キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ いては、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を 計上しております。 手許現金、要求払預金及び取得日から 3 ヶ月以内に満 期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短 期的な投資からなっております。

注記事項

(キャッシュ・フロー計算書関係)

当会計期間末 (平成 29 年 3 月 31 日現在)		
※ 1	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係	
	現金及び預金	701,880 千円
	現金及び現金同等物	701,880

(老人保健特別会計の廃止について)

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)」の規定により改正された「健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)」附則第 38 条第 4 項の規定により、平成 30 年 4 月 1 日に老人保健特別会計を廃止し、当会計に所属する権利及び義務は後期高齢者医療特別会計に帰属する予定です。